



子育てのための施設等利用給付の給付方法について



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた3～5歳以上のすべての未就学児と、0～2歳の非課税世帯の児童について、幼稚園等の利用料等が無償化となりますが、給付の取扱いには「法定代理受領」と「償還払い」の二つがあります。

◎施設等利用給付に係る「法定代理受領」と「償還払い」の違い

	法定代理受領	償還払い
対象となる施設等	・子ども・子育て支援新制度・未移行幼稚園	・認可外保育施設 ・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
給付の流れ	市は、法律に基づき、保護者にお支払する給付費を、利用している施設に直接給付します。	市は、保護者が施設に支払った利用料等の額を、保護者に給付します。 →請求のお手続きが必要です。

○償還払いの手続き方法について

- ①対象となる施設等を利用した際は、これまでどおり一旦施設に利用料を納付し、施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、「子育て援助活動支援事業活動報告書」）を受け取ります。
- ②以下の表のとおり、対象となる月の利用料等について、提出期限内に「子育てのための施設等利用給付請求書」に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリー・サポート・センター事業の利用分は、「子育て援助活動支援事業活動報告書」のみ）を添付し、市役所子ども福祉課に提出します。

対象期間	請求書等の提出期限	対象期間	請求書等の提出期限
4～6月	7月1日～7月20日	9～12月	翌年1月4日～1月20日
7～8月	9月1日～9月20日	翌年1～3月	4月1日～4月20日

「子育てのための施設等利用費請求書」につきましては、市ホームページに掲載しているほか、通っている施設又は市役所子ども福祉課に用意してあります。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826